

平成30年度千葉県特別会計国民健康保険事業の
決算剰余金の処理について

1 概要

平成30年度千葉県特別会計国民健康保険事業の決算では、以下のとおり決算剰余金が生ずる見込みであることから、その処理方針は下記の対応案のとおりとしたい。

2 決算剰余金見込額

- (1) 歳入見込額 537,710,312,005 円
 - (2) 歳出見込額 528,587,462,829 円
 - (3) 決算剰余金見込額 9,122,849,176 円
 - うち国庫返還金相当額（令和元年度予算で支出） 6,963,425,972 円
 - （内訳）療養給付費等負担金 6,902,129,475 円
 - 高額医療費負担金 61,296,497 円
- 国庫返還金相当額を除いた額 2,159,423,204 円

3 対応案

上記2（3）の決算剰余金見込額から国庫への返還金相当額を除いた額は、基金に積み立てず、令和2年度事業費納付金総額から減算する。

（理由）

- ①決算剰余金から国庫への返還相当額を除いた額は、事業費納付金の残額であること。
- ②国の事業費納付金ガイドラインでは、納付金算定時に①の納付金残額を減算する方針が示されていること。
- ③財政安定化基金（本体分）への積み立てた場合、県又は市町村特別会計の財源不足以外の理由で取り崩せず、また、財政安定化基金（特例分）は令和5年度までの時限措置であり、独自基金を設置する場合は新たに条例を制定する必要があることなど、それぞれデメリットがあること。
- ④他県の状況を確認したところ、現時点では決算剰余金における納付金余剰分は基金に積み立てず、直近の納付金減算に使用するとの回答が多かったこと。
※47都道府県中、36が基金には積み立てず、うち22が直近の納付金減算に使用。それ以外は検討中。